

平成24年11月27日
国土交通省

「都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令」 及び「都市の低炭素化の促進に関する法律施行令」について

1. 背景

第180回国会において都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）が成立し、平成24年9月5日に公布されたところである。今般、法の施行に伴い、施行期日を定める政令を制定するとともに、それに伴い必要となる事項及び関係政令の整備に係る規定を定めることとする。

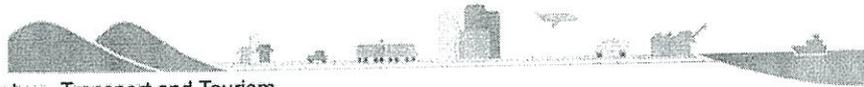
2. 概要

I. 都市の低炭素化促進に関する法律の施行期日を定める政令

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日は、平成24年12月4日とする。

II. 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）

- 下水の取水等の許可の対象となる熱供給施設に準ずる施設を、水等を加熱又は冷却し、それを利用するためのボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。（令第1条関係）
- 都市公園の占用許可の特例の対象となる施設は、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、蓄電池及び熱供給施設とする。（令第2条関係）
- 軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請手続を定める。（令第6条から第8条関係）
- 下水の取水等の許可に係る基準として、下水熱利用設備の構造、取水する下水の量等について定める。（令第9条関係）
- 許可事業者が公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能なものを、凝集剤又は洗浄剤であって公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。（令第10条関係）
- 設置又は改修が低炭素建築物新設等計画の認定対象となる建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備又は昇降機とする。（令第11条関係）
- 低炭素建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を限度として、国土交通大臣が定めるものとする。（令第13条関係）
- 上記のほか、法の施行に伴い必要となる事項を定めるとともに、関係政令の整備に係る規定を定める。



3. 今後のスケジュール

閣	議	平成24年11月27日(火)
公	布	平成24年11月30日(金)
施	行	平成24年12月4日(火)

問い合わせ先：国土交通省代表番号：03-5253-8111

○総論について

都市局都市計画課 宮沢【内線：32-663】

○下水道関連（令第1条、令第9条、令第10条）について

水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 岡田【内線：34-122】

○都市公園関連（令第2条）について

都市局公園緑地・景観課 水野【内線：32-932】

○集約都市開発事業関連（令第3条から令第5条まで）及び附則について

都市局市街地整備課 石田・潮【内線：32-752、32-725】

○軌道利便増進事業関連（令第6条から令第8条まで）について

鉄道局総務課 植垣【内線：40-152】

○低炭素建築物関連（令第11条から令第13条まで）について

住宅局住宅生産課 永田【内線：39-434】

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案要綱

第一 熱供給施設に準ずる施設は、水等を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備とすること。

(第一条関係)

第二 都市公園の占用の許可の特例に係る非化石エネルギー利用施設等は、環境への負荷の低減に資する発電施設等とすること。

(第二条関係)

第三 建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村が集約都市開発事業計画の認定をしようとするときに、都道府県知事の同意を要する集約都市開発事業により整備される建築物について、建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物等とすること。

(第三条関係)

第四 集約都市開発事業の施行に要する費用に係る補助について、国が補助する額は、地方公共団体が補助する額の二分の一を乗じて得た額とすること等とすること。

(第四条関係)

第五 集約都市開発事業の区域内の居住者の共同の福祉等のための特定建築物に供される保留地を処分したときは、従前の宅地の所有権者等に対して、事業の施行前の所有権等の価額に応じて保留地の対価に相当する金額を交付することとする事。

(第五条関係)

第六 軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請手続を定める事。

(第六条から第八条まで関係)

第七 公共下水道の排水施設から下水を取水するために設ける接続設備は排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設ける事等の公共下水道管理者の許可に係る基準を定める事。

(第九条関係)

第八 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができぬ物は、凝集剤又は洗浄剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする事。

(第十条関係)

第九 設置又は改修が低炭素建築物新築等計画の認定の対象となる建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする事。

(第十一条関係)

第十 建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内で都道府県知事を所管行政庁とする建築物は、第三条に規定する建築物とすること。

(第十二条関係)

第十一 建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積は、低炭素建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積の合計が当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を超えるときは、当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一)とすること。

(第十三条関係)

第十二 附則

一 この政令は、法の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地又は建物の売買等の契約の成立までに契約しようとする者に説明すべき重要な事項として、樹木等管理協定に関する事項を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令に、都市の低炭素化の促進に関する法律を加えるものとする事。

(附則第三条関係)

四 国土交通省組織令の一部改正

国土交通省組織令について所要の改正を行う事。

(附則第四条関係)

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十八の三（略）</p> <p>十八の四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条</p> <p>十九〇三十四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十八の三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九〇三十四（略）</p> <p>2・3（略）</p>